

水道事業指導要領

第1 目 的

水道施設の維持管理の適正化を推進し、これらの施設による事故の発生を防止するとともに、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 対象施設

水道事業、専用水道（以下「水道事業等」という。）及び飲料水供給施設とする。

第3 実施主体

保健所長は、管轄する区域内の水道事業等について巡回指導等を実施する。

第4 巡回指導等

1 管理点検票の提出

保健所長は、公営の水道事業等に対して、毎年度2月末日までに、管理点検票（別記第1-1～1-3号様式）の提出を求めること。

2 巡回指導の区分

(1) 定期巡回指導

次のいずれかに該当する水道事業等については、原則として1年に1回以上実施するものとする。

①公営以外の水道事業等

②公営の水道事業等にあつては、前年度若しくは直近の水質検査において水質基準不適の項目のあるもの、又は管理点検票の提出のないもの

(2) 臨時巡回指導

水道事業等及び飲料水供給施設において、次のいずれかに該当する場合随時行うこと。

①管理点検票を審査した結果、管理状況等に問題があると認めたとき。

なお、この場合軽微なものについては、適切な方法による改善指導に代えることができる。

②渇水時、災害時及び水源汚染のおそれがある場合等、特に必要を認めたとき。

3 実施方法

(1) 保健所長は、管理点検票等を参考にして翌年度の定期巡回指導の計画を作成し、水道事業等巡回指導計画書（別記第2号様式）により毎年度3月末日までに環境保全課長に報告すること。

(2) 巡回指導は、水道事業等の管理者及び飲料水供給施設の関係職員立会いのもとに行い、「水道巡回指導書（以下「指導書」という。）」（別記第3号様式）により、その結果を通知すること。また、巡回指導の際は、市町村担当者の協力を求めること。

(3) 巡回指導の結果、改善を要すると認めた事項については、「指導書」に改善すべき内容を示し、速やかに実行するよう指導すること。

なお、施設の改善に1月以上の工事期間又は新たな予算を伴う等の場合は、「改善計画書」（別記第4号様式）の提出を求めること。

(4) 「指導書」交付後若しくは改善の指導後1月以内に改善状況を適切な方法で確

認すること。

なお、「改善計画書」の提出を求めたものについては、「改善完了報告書」（別記第5号様式）の受理後1月以内に改善状況を適切な方法で確認すること。

- (5) 前(3)で、水道水質が水質基準を超過する等の場合及び「改善計画書」提出の指導を行った場合は、直ちに環境保全課長に報告すること。
- (6) 指導の結果等については、水道事業等ごとに「指導書」の写しを台帳として整備すること。
- (7) 保健所長は、指導事項及びその結果について、「水道施設巡回指導結果報告書」（別記第6号様式）により、上半期分を10月10日までに、下半期分を3月末日までに、環境保全課長に報告すること。

第5 水質検査結果報告等の報告

- 1 保健所長は、水道法（昭和32年法律第177号（以下「法」という。））

第39条の規定に基づき、水道事業等の管理者から定期及び臨時の水質検査結果について、四半期毎に「水道水質検査実績報告書」（別記様式第7号）の提出を求めること。

なお、熊本市については環境保全課長が熊本市に提出を求めること。2についても、同様とする。

- 2 保健所長は、報告の結果水質基準に不適合の場合は、その水道事業等の状況を調査し、改善措置が適切でないと判断した場合は、水道事業の管理者等に「水質基準不適合項目改善状況報告書」（別記第8号様式）の提出を求めること。
- 3 保健所長は、水質基準を超過した事例等が判明したときや「水質基準不適合項目改善状況報告書」提出の指導を行った場合は、直ちに環境保全課長に報告すること。
- 4 保健所長は、1で徴収した水道水質検査実績報告書について、内容を精査の上、管内分を別記第9号様式に取りまとめのうえ、翌年度の5月末日までに、環境保全課長に報告すること。

第6 環境保全課長との協議等

- 1 環境保全課長との協議

保健所長は、定期・臨時の巡回指導及び水質検査結果報告に係る指導等において、指導事項の改善がなされない水道事業等については、環境保全課長と対策を協議すること。

- 2 環境保全課長の立入り指導等

環境保全課長は、保健所長との協議のうえ、必要に応じて水道事業等に立入り、指導改善の指示及び給水停止命令等を行うこと。

第7 附則

（施行時期）

- 1 この要領は、昭和59年2月より施行する。
- 2 この要領は、平成16年4月30日より施行する。
- 3 この要領は、平成17年11月28日より施行する。
- 4 この要領は、平成23年4月1日より施行する。
- 5 この要領は、令和2年（2020年）6月3日より施行する。